

注意事項

今回の「e-ラーニング研修」も、全教職員Web上で実施します。「e-ラーニング研修」終了後は、引き続きWeb上で「e-ラーニング研修アンケート」及び「コンプライアンス推進に関するアンケート」に回答してください。

なお、問題ごとに、選択肢の並びが変わっていることがあるかもしれませんが、これは、ソフトウェアによるもので、作成者の意図はありません。よく読んで回答していただきますようお願いいたします。

※ 矢印()をクリックしてください。

 [次のページへ](#)

Page1 はじめに

今年も冬のコンプライアンス推進週間がやってきました。この推進週間は、教職員の**不祥事根絶を目指し**、各所属において**研修や啓発活動**などに重点的に取り組むことにより、教職員一人一人の**コンプライアンス意識の向上**を図ることを目的としています。



今回のe-ラーニングは、事例をもとに研修を行います。この研修で得た知識を「**きっかけ**」として、さらに、「**信頼される学校・教職員**」を目指し、各所属で不祥事根絶に向けた取組を深めていただければ幸いです。

 [次のページへ](#)

(注) 本研修で取り上げる事例は、全て他県の事例を参考にしています。また、懲戒処分は各教育委員会ごとの判断であり、事例の背景や当事者のそれまでの勤務状況等は様々であることから、同様の事例でも処分は異なります。

◇交通ルール遵守の意識を高めよう！

○交通死亡事故多発警報が6回発令！（現行基準で過去最多）

今年、本県では交通死亡事故が相次いで発生したため、2月から5月の連続4か月と、8月、9月で合計6回の交通死亡事故多発警報が発令されました。また、平成30年度における**本県の教職員の交通事故は325件**（県内交通事故発生件数2809件、被害の場合も含む）発生しており、ほぼ**毎日1件の割合で教職員の交通事故が発生**していることになります。

これからの年末年始は1年間で最も交通事故が多く発生している時期です。一人一人が交通ルールを遵守し、交通安全に努めていきましょう。

➡ [次のページへ](#)

○薄暮時間帯・夜間における自動車対歩行者の死亡事故の状況！

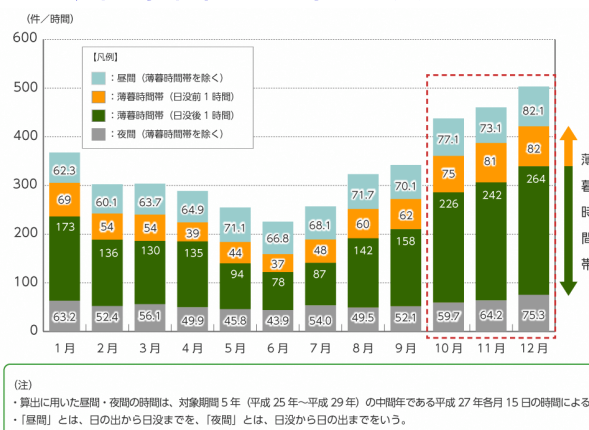
警察庁の分析によると、平成25年から平成29年の過去5年間の交通死亡事故の状況（右図）等から、

- ①日没時間と重なる**17時から19時台（薄暮時間帯）に最も多い**
- ②薄暮時間帯の死亡事故は**10月から12月に最も多い**
- ③薄暮時間帯や夜間は、**車と歩行者の衝突事故が最も多く、ほとんどが横断中である**

ことが分かっています。

（内閣府 政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報「夕暮れ時に歩行者が死亡する交通事故が多発！ この時間帯の交通事故を防ぐには？」 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201711/1.html>）

➡ [次のページへ](#)



(問1) 次の場合, どのように運転するのがよいでしょうか。

夜間に, 交通量が少なく街灯も少ない暗い市街地で, 先行車や対向車がない道路では, 通常, 前照灯の向きはどのようにして運転するのがよいでしょうか。

- ➡ 上向きで運転する
- ➡ 下向きで運転する
- ➡ 上向きにするが, 交差点では下向きにして運転する
- ➡ 下向きにするが, 交差点では上向きにして運転する

上向きで運転する

◇ハイビームの上手な活用を！「交通の方法に関する教則」の一部改正(H29.3.12施行)

従来より, 前照灯は上向き(ハイビーム)が走行用, 下向き(ロービーム)がすれ違い用となっています。

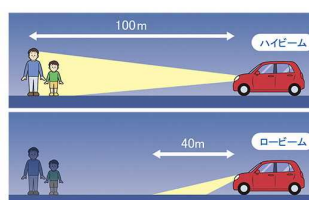
警察庁の分析によると, 夜間に発生した車対歩行者の死亡事故では, 前照灯が上向きであれば防ぐことができた事故が半数以上を占めるようです。

このことから, 夜間は交通量の多い市街地や先行車や対向車がある場合を除いて, 前照灯を上向きにすべきということが, より明確に分かるように「交通の方法に関する教則」の記載が改められました。

上手にハイビームを活用して, 少しでも早く危険を発見し, 事故防止に努めましょう。ただし, 最近の前照灯には従来より格段に明るいものもあります。先行車や対向車, 歩行者や自転車への配慮を忘れないよう, こまめに操作するようにしましょう。

(内閣府 政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報「夕暮れ時に歩行者が死亡する交通事故が多発! この時間帯の交通事故を防ぐには?」 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201711/1.html>)

➡ 次のページへ



(問2) 次の事例では、どのような点に問題があったでしょうか。

高等学校の20代の男性教諭は、午後6時半から午後11時にかけて、学校行事の慰労会と二次会に出席し、飲食店2軒で、ビールを大ジョッキ2杯とグラスで3杯、ハイボール2杯を飲んだ。

その後、代行を呼んだが予約で埋まっていたので、駐車場で仮眠をとり、翌日の午前5時半頃、車で自宅へ帰る途中の信号待ちをしていたところ、後続の警察官に呼び止められ、道路交通法違反(酒気帯び運転)の疑いで検挙された。

 [次のページへ](#)

次のようなことが問題点と考えられます。年末年始は飲酒を伴う会合が多い時期ですが、個人だけでなく組織全体としても飲酒運転防止に取り組んでいきましょう。

○飲酒後は判断力が低下することを十分に認識できていなかった。

お酒を伴う場所へ出かけるときは、最初から車で行かない、事前に迎えや代行・宿泊の予約をするなど、**飲酒運転を誘引するきっかけをつくらないように**することが大切です。特に、職場の飲み会では、出欠確認の際に帰宅方法を確認するなど、本人の自覚を促すとともに組織全体としても飲酒運転防止に努めていきましょう。

○飲酒量とアルコール分解速度についての知識や理解が十分でなかった。

この事例では、ビールを大ジョッキ2杯(2単位)、グラスビール3杯(1単位)、ハイボール2杯(2単位)の計5単位のアルコールを摂取しています。1単位当たりのアルコール分解時間は3～4時間と考えれば、翌日の夕方ごろまでアルコールは抜けません。

酒気帯び運転の事例には、「仮眠をとったら大丈夫」という誤った認識をしている場合が多くあります。仮眠でアルコールは抜けないことを再確認しておきましょう。

 [次のページへ](#)

(問3) 次の事例において、どのような問題があるか考えましょう。

A教諭は、交際していた女性と別れたことをきっかけに、ストレス解消のため、出会い系サイトを利用し始めた。

最初は掲示板を閲覧しているだけだったが、掲示板に書き込まれている過激な内容を見ているうちに、「これくらいなら大丈夫だろう」と思い、他人の画像や過激な書き込みを本人の承諾無しに投稿した。

 [次のページへ](#)

次のようなことが問題点と考えられます。

- 他人の写真などを本人の許可なくSNSなどで公開した場合、内容や状況によっては**プライバシーや肖像権を侵害する**可能性があります。
- 私的な利用であっても、事実と異なる内容であったり、他人を誹謗中傷するなどの不適切な内容の書き込みは、**学校や教職員としての信用を大きく損なうこととなります。**
- SNSは気軽に情報発信できるツールとして使われているが、一旦発信した情報は、既に、誰かが複製をとったり拡散させていたりして、**後になって削除しようと思っても完全に削除することは難しい**ということを認識しておかなければいけません。

 [次のページへ](#)

(問4) 次のような体罰を防止するには、個々の教職員において、どのようなことに留意する必要がありますか。

公立中学校に勤める30代の男性教諭は、授業中にふざけたり私語をしたりした生徒を注意した際、肩口をつかんで体を押したり頭をたたくなどの行為を行った。この生徒や保護者からの訴えはなかったが、同じ教室で授業を受けていた別の生徒がカウンセリングの先生に相談して発覚した。

この男性教諭は、「生徒との信頼関係があったので、けがをさせない程度なら許されると考えた」と話している。

 [次のページへ](#)

体罰防止に向けて、個々の教職員は次のようなことに留意しておきましょう！

○身体に対する侵害(殴る・蹴る等)や肉体的苦痛を与える懲戒(正座・直立等)である体罰は、絶対に行ってはいけない。

児童生徒との信頼関係や保護者の了解があったとしても許されない行為です。また、児童生徒の人間性や人格の尊厳を否定するような発言(暴言)も許されません。

○体罰は、児童生徒に肉体的・精神的な苦痛を与えるだけでなく、心を傷つけ、その成長を阻害するものである。

体罰は、これを直接を受けた児童生徒だけでなく、その周りにいる児童生徒の心にも影響を及ぼし、力で解決する風潮を生じさせるなど、暴力行為やいじめなどの土壌を生じさせる恐れがあります。

○体罰は教職員や学校への不信感を増大させるものである。

体罰をする教職員以外に、体罰を制止する行動をとれない教職員や学校に対しても同様です。

○自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが重要である。

教職員個人の指導力を向上させる以外に、一人で抱え込まずに、同僚や上司に相談することも大切です。

 [次のページへ](#)

学校組織全体として体罰を防止するため、管理職は、次のような点にも留意しておきましょう！

○体罰を絶対に容認しない。

仮にも、体罰の容認につながる土壌があれば、これを一扫しなければいけません。体罰を発見した場合は速やかに上司へ報告する。また、不適切な指導に対して、教職員相互に点検し合える環境づくりに努める必要があります。

○組織的な指導体制を整える。

生徒指導においては、教職員の共通理解の下で組織的に取り組むことが基本です。また、特定の児童生徒への個別指導について、1人の教員に任せることがないようにすることや、1対1の対面指導を行う場合には、事前・事後の報告を徹底させることも大切です。

○相談体制を充実させる。

児童生徒が何でも気軽に話せるような教育相談体制を整えましょう。

○校内研修の充実させる。

体罰によらない指導の在り方についての研究に努め、研修の機会を設けましょう。

 [次のページへ](#)

(問5) 次の事例について、考えてみましょう。

今年9月、神戸市の小学校で、同僚の先輩教員による後輩教員に対する悪質ないじめが繰り返し行われていたことが発覚しました。

このような教職員間のいじめや嫌がらせ(パワハラ)に気付いた場合、あなたはどのように対応しますか。

 [次のページへ](#)

◇教職員一人一人の協力でパワハラを許さない職場環境づくりを！

パワハラに気付いたり、パワハラを受けた教職員から相談を受けた場合は、**管理職や職場の相談窓口**に報告し、**早急に解決や再発防止を図ること**が大切です。見て見ぬふりをしたり、無理して個人で抱え込んだりして対応が遅れると、職場環境が悪化したり、他の教職員や児童生徒にも悪影響を及ぼす可能性があります。

◇自分の職場の相談窓口(相談担当者)を知っていますか？

本県では、全ての市町村立小・中・高等学校、県立学校、教育委員会事務局・教育機関の各職場に、相談窓口(相談担当者)が設けられています。

◇パワハラのない職場環境に向けて！

- 互いの価値観などの違いを認め、互いを受け止め、人格を尊重し合う。
- 互いに理解し協力し合うため、適切なコミュニケーションに努める。
- パワハラを受けた人を孤立させずに声をかけ合うなど、互いに支え合う。
- 自らの行為がパワハラにならないか見つめ直す。

(厚生労働省 NOハラスメント あかいる職場応援団 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>)

 [次のページへ](#)

◇「公益通報制度」・「ハラスメント相談窓口」について知っていますか？

県教育委員会では、県立学校・事務局・教育機関の教職員を対象として、教職員の不正行為等の通報やセクハラ・パワハラ等のハラスメントについての相談窓口を、コンプライアンス推進室(088-621-2771)に設置しています。

なお、市町村立小・中・高等学校の教職員については、各市町村教育委員会まで御連絡ください。

【公益通報制度】

この制度は、通報者を保護するとともに、教職員の法令遵守等を推進することを目的としています。通報方法は、原則として、封書又は電子メールとなっています。

封 書：〒770-8570 徳島市万代町1-1

「徳島県教育委員会コンプライアンス推進室(公益通報)」宛

メール：compliancesuishinshitsu@mt.tokushima-ec.ed.jp

【ハラスメント相談窓口】

ハラスメント相談窓口は、職場におけるセクハラ、パワハラ等のハラスメントを防止し、教職員がその能力を十分に発揮できるような良好な職場環境を確保することを目的としています。相談方法は、原則として、電子メールとなっています。

メール：harassment@mt.tokushima-ec.ed.jp

 [次のページへ](#)

今回の研修は、「事例から学ぶ」をテーマとして、それぞれの事例に対する「問題点」や「対応策」、「関連する知識」等を紹介しています。

今回のeラーニングで得た「知識」を活用し、そして、「意識」を更新し、「教職員としての誇りと自覚」を高める取組や「風通しの良い職場環境づくり」に、ともに努めていきましょう！



eラーニングによるコンプライアンス研修、お疲れさまでした。

続いて、「eラーニング研修アンケート」及び「コンプライアンス推進に関するアンケート」にお答えください。

➡ [アンケートへ](#)